

# 上里町議会基本条例の検証

(令和6年6月)

(評価 5 達成度が高い 4 十分にできている 3 概ねできている 2 不十分であり努力が必要 1 できていない)

| 章                       | 条  | 条文見出し         | 条文の趣旨                                                                                           | 実施状況                                                                           | 評価 | 今後の課題                                                                                      |
|-------------------------|----|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|----|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第2章<br>議会及び議員の活動原則と政治倫理 | 2条 | 議会の活動原則       | 議会は、全ての会議を原則公開し、①町政の重要事項に意思決定を行う。②町政を監視・けん制・評価する。③政策立案に努める。④議会改革を推進する。⑤合議制機関としての役割を果たす。         | ①意思決定機関としては機能している。<br>②町政を監視・けん制・評価、③政策立案は不十分であった。<br>④議会改革、⑤合議制機関については推進中である。 | 3  | 議員は、積極的に意見を述べ、監視・けん制・評価を強めながら政策立案に努める。                                                     |
|                         | 3条 | 委員会及び委員長の活動原則 | 各委員会は、①資料を公開する。②政策立案・提案を行う。③参考人・公聴会制度の活用を行う。委員長は、④委員会の秩序保持に努める。⑤討議による合意形成に努める。                  | 各委員会の活動については活発とは言えない状況であった。<br>政策立案については各委員会とも低調であった。                          | 3  | 来年度は、委員会ごとに検証する。<br>各委員会は年間計画を立てて活動する。<br>一般質問等で出された重要なことについて、各委員会で議論し合意形成を図り、政策立案・提案していく。 |
|                         | 4条 | 議長及び議員の活動原則   | 議長は、①公正で民主的かつ公平に。議員は、②相互の討論を重視する。③民意の把握と自己の研鑽を行う。④町民全体のために活動する。⑤研修会等へ積極的に参加する。                  | 議長は公平な運営を行っていた。<br>議員相互の討論は不足していた。                                             | 3  | 議会中心の全員協議会を重視し、町全体の課題やテーマについて議会で議論する。                                                      |
|                         | 5条 | 議員の政治倫理       | 議員は、倫理性を自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使し、町民の疑惑を招くことのないよう行動する。                                            | 政治倫理については、議員個人の自覚の問題であるが、倫理性の自覚が必要な議員に対して、議会全体の問題として議論してきた。                    | 3  | 引き続き、議会全体の問題として議論していく。<br>必要があれば倫理委員会を立ち上げる。                                               |
| 第3章<br>町民と議会との関係        | 6条 | 町民参加及び町民との連携  | 議会は、情報の公開を徹底し、説明責任を果たす。<br>2 町民参加を確保する。3 町民の意向を反映する。<br>4 請願・陳情の提案者の意見を聴く。5 議会報告会や意見交換会を毎年開催する。 | 議会報告会・意見交換会は実施できたが、参加者が少なかった。                                                  | 3  | 議会報告会・意見交換会について、年度当初に計画を立て、幅広い参加を得られるよう、いろいろな団体に声をかけていく。<br>また、公民館等へ出張していくことも検討する。         |
|                         | 7条 | 議会広報の充実       | 議会は、論点や争点を町民に周知する。2 各議員の態度を議会広報で公表する。                                                           | 議員の態度は、議会だよりで公表している。                                                           | 4  | 反対・賛成の理由を簡潔に載せる。短くわかりやすい文章に努める。<br>決定以外の課題についても公表する。                                       |
|                         | 8条 | 議会傍聴の充実       | 町民の傍聴の意欲を高める議会運営を行う。                                                                            | 一般質問以外の傍聴者は少数であった。                                                             | 3  | 『議会だより』の工夫も含め、議会傍聴の意欲を高める努力をしていく。                                                          |
|                         | 9条 | 議会の自己評価       | 議会は活動内容を公表し、議会活動の活性化を図る。2 基礎的な資料・情報、議会の評価等を1年ごとに作成し公表する。                                        | 検証は毎年実施している。                                                                   | 3  | 本検証の課題に責任を持って取り組む。                                                                         |

(評価 5 達成度が高い 4 十分にできている 3 概ねできている 2 不十分であり努力が必要 1 できていない)

| 章                     | 条   | 条文見出し       | 条文の趣旨                                                                                                            | 実施状況                                                     | 評価 | 今後の課題                                                                               |
|-----------------------|-----|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|----|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 第4章<br>議会と町長<br>等との関係 | 10条 | 議会と町長等の関係   | 議員・町長等は、緊張関係を保持する。①質疑応答は一問一答方式とする。②一般質問は政策論争を展開する。③町の諮問機関、審議会等の委員に就任しない。④議会は公文書・情報提供を求め、町長は政策説明資料を作成する。⑤反問権を認める。 | 政策論争は低調であった。<br>町の諮問機関等の委員への就任についての議論が多く、政策等の議論が不十分であった。 | 2  | 政策論争は個々に努力する。<br>重大な課題については、第11条の7点で議論する。<br>全員協議会等での議論を増やし、議会全体として町長へ提言・要望等を行っていく。 |
|                       | 11条 | 政策形成過程等     | 議会は政策形成過程の論点として、①背景及び経緯、②類似する政策等との比較検討、③町民参加の有無、④計画の根拠・位置付け、⑤法令及び条例等、⑥経費と財源、⑦効果及び政策等の維持管理について審議する。               | 町長等が提案する重要な政策等の意思決定において、①～⑦の政策形成過程を論点とする審議が十分とは言えなかった。   | 2  | 重要な政策等の意思決定においては、その水準を高めるため、政策形成過程の論点を整理し、審議する必要がある。                                |
|                       | 12条 | 評価の実施       | 決算審査において執行した政策等の評価を行い、2評価結果を町長等に明確に示す。                                                                           | 決算特別委員会後、議会として評価結果（提言書）を提出した。                            | 4  | 議会は、評価結果（提言書）に対する返答を求め、提出された課題について点検する。                                             |
|                       | 13条 | 議決事項の拡大     | 議会は、議決責任という役割を果たす観点に立ち①総合計画の策定・変更・廃止、②都市計画、③その他他町の各分野における長期にわたる計画について議決する。                                       | 議決事項の拡大については、議論が不十分であった。                                 | 3  | 町の各分野における長期計画は、アンケート等集約後、必要に応じて計画途中で説明を求めていく。                                       |
| 第5章<br>議員相互の<br>討議    | 14条 | 自由討議による合意形成 | 議会は、議員相互の討議を中心に運営する。2議員間で活発な討議を行う。3議案、請願・陳情等の審議は、自由討議を尽くし町民説明責任を果たす。4議員は政策、条例、意見等の議案提出を積極的に行う。                   | 議員相互の討議は活発とは言えなかった。<br>決算審査において自由討議が実施されたが、工夫が必要である。     | 2  | 議長・委員長は、活発な議論の進行に努め、議員は積極的な意見書等の議案提出に努力する。                                          |
|                       | 15条 | 議員政策討論会の開催  | 議会は、町政に関する重要な政策及び課題等について、議員政策討論会を開催する。                                                                           | 開催なし。                                                    | 2  | 開催については、今後、全員協議会の議題とし、検討していく。                                                       |

(評価 5 達成度が高い 4 十分にできている 3 概ねできている 2 不十分であり努力が必要 1 できていない)

| 章                  | 条   | 条文見出し          | 条文の趣旨                                                    | 実施状況                           | 評価 | 今後の課題                                                                 |
|--------------------|-----|----------------|----------------------------------------------------------|--------------------------------|----|-----------------------------------------------------------------------|
| 第6章<br>適正な議会<br>機能 | 16条 | 適正な議会費の確立      | 議会は、適正な議会活動費の確立を目指す。2 議会費の使途等を町民に公表する。                   | 議長交際費、政務活動費とも公表している。           | 5  |                                                                       |
|                    | 17条 | 議長、副議長志願者の所信表明 | 正副議長を志願する者に所信を表明する機会を設ける。                                | 改選なし。                          |    | 志願者は所信表明をすべき。<br>他者を推薦したい人は志願することを進め、所信表明しない者が選ばれないようにする。             |
|                    | 18条 | 附属機関の設置        | 審査、諮問又は調査の必要があるときは、附属機関を設置する。                            | 設置なし。                          |    |                                                                       |
|                    | 19条 | 調査機関の設置        | 調査のために必要があると認めるときは、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置する。             | 設置なし。                          |    | 少子高齢化、子育て支援、公共交通の在り方、新しい町づくりについて調査・研究の要望があり、今後設置について検討していく必要がある。      |
|                    | 20条 | 議会事務局の体制整備     | 議会は事務局を置き、2 機能の強化及び組織体制の整備を図る。                           | 『令和6年度予算等に関する提言書』で、1名増を要望している。 | 4  | 引き続き要望していく。                                                           |
|                    | 21条 | 議会図書室の充実       | 議会図書室の充実とその機能を強化する。                                      | 図書が少ない。本会議中、職員の控室に利用されている。     | 3  | 図書室を職員の控室及び会議室とし、図書は議員控室に移動することを検討する。<br>委員会等多数で利用する本はデジタル図書の活用を検討する。 |
|                    | 22条 | 議会改革及び活性化の推進   | 議会は不断の改革・活性化に努める。2 他自治体の議会について調査研究を行う。3 法改正等について調査研究を行う。 | 議会改革、活性化の議論は実施されていた。           | 3  | 他自治体の議会改革について、積極的に学ぶ必要がある。                                            |
|                    | 23条 | 災害時の対応         | 災害等の不測の事態が発生した場合は、町長等と協力し、議会の危機管理体制を整える。                 | 不測の事態はなかった。                    |    | 危機管理体制をマニュアル化し、危機管理意識の向上を図る。                                          |
| 第7章<br>会議の運営       | 24条 | 議会運営の原則        | 議会は、民主的かつ効率的な議会運営を行う。2 定刻に開催し、休憩の理由と再開時刻を傍聴者に説明する。       | 適切に運用されていた。                    | 4  |                                                                       |
| 第8章<br>議員定数・報酬等    | 25条 | 議員定数           | 議員の定数の改正に当たっては、理由を付して議員が提案する。                            | 変更なし                           |    |                                                                       |
|                    | 26条 | 報酬等            | 議員の報酬等の改正に当たっては、理由を付して議員が提案する。                           | 変更なし                           |    |                                                                       |

(評価 5 達成度が高い 4 十分にできている 3 概ねできている 2 不十分であり努力が必要 1 できていない)

| 章                           | 条   | 条文見出し         | 条文の趣旨                                                                                | 実施状況                                                         | 評価 | 今後の課題                                                                   |
|-----------------------------|-----|---------------|--------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|----|-------------------------------------------------------------------------|
| 第9章<br>最高規範性<br>及び見直し<br>手続 | 27条 | 最高規範性         | この条例は、議会の最高規範である。2 議会及び議員はこの条例を遵守する。3 条例に定める理念、原則に照らして運用する。4 任期開始後条例の研修を行う。          | 基本条例の理解不足がある。学習会を予定していたが未実施であった。                             | 3  | 基本条例の学習会を行う必要がある。<br>特に第2章（2条～5条）は、早急に実施する。                             |
|                             | 28条 | 検証及び見直し<br>手続 | 1年ごとにこの条例の目的が達成されているか検証する。2 制度の改善が必要な場合は、全ての議員の合意形成に努めたうえで適切な措置を講ずる。3 改正の理由を町民に説明する。 | 基本条例の検証は行っている。<br>課題である議員の倫理性、町の諮問機関・審議会等への参加の件は、繰り返し検討してきた。 | 3  | その都度、疑問や意見がある場合には、検証・検討していく。<br>基本条例の改正については、全議員の合意形成に努め、町民に説明できる内容とする。 |